



# 市で使っていた不要品を無償でお譲りします！

チラシ

「新庁舎移転に伴い、市では使わなくなったけど捨てるのはもったいない…」そんな品物を市民の方、町会自治会、市内事業者に無償でお譲りします。手続きは簡単！入場し、気に入ったものに整理番号を貼付して品物をゲットしてください。（搬出は各自でお願いいたします）

## ①会場内で不要品を確認します

日時：1月20日（土）

午前9時～正午、午後1時～午後4時

場所：市役所旧庁舎内（受付は旧庁舎正面玄関）

※対象者は市民の方、町会自治会、市内事業者に限ります。

（当日身分証明書で確認します。）

※小雨決行、荒天にて中止の場合は前日までにHPでお知らせします。

## ②気に入ったものがあったら、その場で番号を貼付

- ・譲渡を希望する不要品がある方は受付にある「旧庁舎不要品無償譲渡会申込書」を受け取り、内容をご記入ください。
- ・会場に用意している用紙に整理番号を書き、不要品に貼付してください。（個人は1人6点、団体は1団体6点まで）

※譲渡は先着順になりますので、すでに番号が記載された用紙が貼付された不要品には貼付しないでください。

## ④確認後、各自搬出してください

- ・対象の不要品をご自身で搬出してください。
- ・市では工具、台車等の貸出しや搬出のお手伝いはできません。

※不要品を搬出する毎に、受付で職員の確認を受けてください。

## ③選び終わったら、受付の職員にお声がけください

- ・受付にて内容の確認を受けてください。
- ・職員による確認後、車を旧庁舎西側駐車場に移動してください。

※希望する不要品がない場合は受付の職員にお声がけの上、お帰りください。

- 注
- ・不要品は現状引き渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、
  - 意 隠れた瑕疵等についての補償、返品等は一切受け付けません。
  - 事 譲渡を受けた不要品は、譲渡人が使用する目的でのみ使用できるものとします。
  - 項 不要品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為や転売等の行為も行わないでください。

担当：八潮市役所アセットマネジメント推進課  
資産活用推進担当 電話048-996-2118（直通）